

第3章 都道府県公害審査会等における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されてから、平成27年度末までに審査会等に係属した公害紛争事件は1,474件である。このうち、終結しているのは1,430件である（表1-3-1）。

平成27年度に審査会等が受け付けた事件は47件であり、これに前年度から繰り越された40件を加えた計87件が27年度に係属した。このうち、43件が27年度中に終結し、残り44件は翌年度に繰り越された（27年度に係属した87件の概要については付録2参照）。

第1節 公害紛争の申請状況

1 申請の件数

(1) 手続別件数

公害に係る紛争を解決するため、審査会等が行う手続には、あっせん、調停及び仲裁（審査会等においては、裁定は行えない。）並びに調停等で定められた義務の履行に関する勧告を行う義務履行勧告があるが、これまで審査会等が受け付けた事件の9割以上が調停事件となっている。また、平成27年度に受け付けた事件は、調停事件47件である（表1-3-1）。

(2) 都道府県別受付件数

平成27年度に受け付けた47件について都道府県別に見ると、埼玉県及び東京都が各7件、大阪府が4件、神奈川県が3件、群馬県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県及び大分県が各2件、茨城県、栃木県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、京都府、兵庫県、和歌山県、広島県、香川県、福岡県、佐賀県及び沖縄県が各1件であった。

なお、平成27年度末までに審査会等に係属した事件を都道府県別に見ると、東京都の221件が最も多く、次いで大阪府が207件、愛知県が87件、埼玉県が86件、千葉県が79件などとなっており、一般に大都市地域において多くなっている（表1-3-2）。

2 申請の内容

(1) 公害の種類

平成27年度に受け付けた調停事件47件について、環境基本法第2条第3項に定める公害の種類（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類をいう。）別に見ると、騒音に関するものが36件、悪臭に関するものが14件、大気汚染及び振動に関するものが各8件、水質汚濁及び地盤沈下に関するものが各2件となっている（重複集計）。

なお、平成27年度末までに審査会等に係属したあっせん、調停及び仲裁事件について、申請人が主張している典型7公害の種類の数を見ると、この10年間は、1件当たり1.5から2.1種類の間で推移している（表1-3-3）。

また、近年、日照障害、眺望障害、土砂崩壊、交通環境悪化等典型7公害以外の生活環境を悪化させる要因を含めた紛争の一体的、総合的な解決を求める事件もみられる。

(2) 被害の態様

平成27年度に受け付けた調停事件47件について、申請人が個人であるか法人であるかを見ると、個人が47件となっている。また、申請人が個人となっているものについて、その人数別を見ると、10人未満のものが46件、10人以上100人未満のものが1件となっている（表1-3-4）。

次に、申請の内容を被害の種類別に見ると、感覚的・心理的被害を訴えるものが24件、健康被害を訴えるものが22件、財産被害を訴えるものものが10件となっている（重複集計）（表1-3-5）。

なお、審査会等に係属した事件は、既に発生した被害に対する措置・救済等を求めるものと、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求めるもの（おそれ公害事件）とに分けられるが、平成27年度に受け付けた調停事件47件のうち、5件がおそれ公害事件となっている（表1-3-6）。

(3) 発生源の態様

平成27年度に受け付けた調停事件47件について、発生源側の当事者を見ると、民間企業のみが当事者となっているものが33件、国、地方公共団体、公団等のみが当事者となっているものが4件、両者が当事者となっているものが1件、その他が9件となっている（表1-3-7）。

次に、平成27年度に受け付けた調停事件47件について、加害行為とされる主な事業活動の種類を見ると、製造・加工関係が19件、廃棄物・下水等処理関係が4件、建築・土木関係及び交通・運輸関係（道路建設に係るものを含む。）が各2件、その他が20件となっている。

こうした現状を、制度発足当時の製造・加工関係が全体の約半数を占めていた状況と比較すると、近年では被害の発生源の変化・多様化の傾向が見られる（表1-3-8）。

(4) 請求事項

平成27年度に受け付けた調停事件47件について、申請人の請求事項を見ると、発生源対策を求めるものが36件、金銭支払及び発生源対策を求めるものが8件、金銭支払を求めるものが1件、その他が2件となっている。

このうち、発生源対策を求めるものについて、その内容を見ると、施設・作業方法の改善を求めるものが37件、道路等の建設（計画）の差止めを求めるものが4件、操業停止・移転及び施設・作業方法の改善を求めるものが2件、操業停止・移転を求めるものが1件となっている。

従前から、申請人が発生源対策を求める事件の割合は高く、平成27年度末までに審査会等に係属した事件全体の8割以上を占めている（表1-3-9）。

表 1-3-1 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	受付件数					終結件数					年度 末係属 件数
	合計	あっ せん	調停	仲裁	義務 履行 勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和											
45・46	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成 元	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
21	42	0	42	0	0	48	23	16	9	0	39
22	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
23	36	0	36	0	0	34	13	18	3	0	35
24	35	0	35	0	0	37	11	21	4	1	33
25	39	0	39	0	0	30	4	23	2	1	42
26	40	1	39	0	0	42	13	24	5	0	40
27	47	0	47	0	0	43	16	23	3	1	44
計	1,474	37	1,419	4	14	1,430	589	648	161	32	

- (注) 1 昭和 45 年・46 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～47 年 3 月 31 日である。
 2 昭和 45 年 11 月 1 日～49 年 10 月 31 日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。
 3 昭和 56 年度受付件数欄のあっせん 1 件は、職権によるあっせんである。
 4 平成 26 年度年次報告作成後に都道府県公害審査会等から報告があり、平成 24 年度の受付件数が変更されている。

表 1-3-2 都道府県公害審査会等に係属した事件の都道府県別件数

(単位：件)

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道	18	東京都	221	滋賀県	34	香川県	11
青森県	6	神奈川県	74	京都府	55	愛媛県	7
岩手県	4	新潟県	13	大阪府	207	高知県	16
宮城県	18	富山県	10	兵庫県	46	福岡県	21
秋田県	9	石川県	12	奈良県	25	佐賀県	6
山形県	7	福井県	7	和歌山県	21	長崎県	13
福島県	6	山梨県	9	鳥取県	8	熊本県	32
茨城県	11	長野県	37	島根県	13	大分県	7
栃木県	15	岐阜県	17	岡山県	14	宮崎県	5
群馬県	33	静岡県	24	広島県	40	鹿児島県	7
埼玉県	86	愛知県	87	山口県	4	沖縄県	15
千葉県	79	三重県	60	徳島県	4	計	1,474

(注) 集計対象期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日である。

表 1-3-3 都道府県公害審査会等に係属した事件の公害の種類別受付件数

(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件) (重複集計)

年度	公害の種類	合計	公 害 の 種 類							1 件当 たりの 公害の 種類	
			重複 集計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下		悪臭
昭和											
45～47		50	81	18	15	3	20	17	1	7	1.6
48		30	49	6	5	1	18	15	2	2	1.6
49		24	52	13	2	0	18	14	2	3	2.2
50		21	32	5	3	2	12	7	2	1	1.5
51		22	35	3	4	0	16	10	0	2	1.6
52		25	48	8	2	2	17	14	1	4	1.9
53		22	48	12	2	1	18	9	1	5	2.2
54		22	50	13	0	0	18	18	0	1	2.3
55		27	43	9	3	0	19	9	1	2	1.6
56		19	27	4	2	0	10	4	3	4	1.4
57		15	24	6	0	0	13	1	0	4	1.6
58		26	48	7	4	3	16	8	0	10	1.8
59		20	31	6	2	0	15	6	1	1	1.6
60		29	60	12	2	0	25	14	1	6	2.1
61		23	46	5	2	0	20	7	0	12	2.0
62		28	53	12	1	1	22	11	3	3	1.9
63		26	43	8	2	0	19	10	2	2	1.7
平成元		36	65	16	12	0	19	11	3	4	1.8
2		57	118	30	25	5	27	18	8	5	2.1
3		43	90	23	18	0	24	11	4	10	2.1
4		51	117	29	21	13	24	19	3	8	2.3
5		44	86	19	13	6	29	8	2	9	2.0
6		30	59	11	5	3	20	14	1	5	2.0
7		39	79	12	13	5	23	16	3	7	2.0
8		42	107	22	14	8	28	17	2	16	2.5
9		50	124	29	14	9	34	25	3	10	2.5
10		39	95	23	17	9	18	13	0	15	2.4
11		25	58	13	10	5	15	6	0	9	2.3
12		30	58	12	3	3	20	8	1	11	1.9
13		30	52	8	2	0	23	10	1	8	1.7
14		30	67	18	3	2	19	15	1	9	2.2
15		33	61	10	6	4	24	9	2	6	1.8
16		40	73	8	5	8	28	15	0	9	1.8
17		36	71	12	8	7	25	12	3	4	2.0
18		30	62	9	6	5	20	15	1	6	2.1
19		42	62	5	4	7	28	5	3	10	1.5
20		36	70	7	6	10	24	11	2	10	1.9
21		42	84	11	5	6	35	16	4	7	2.0
22		29	44	0	3	1	23	10	1	6	1.5
23		36	55	8	2	4	27	8	1	5	1.5
24		35	60	7	0	3	24	18	2	6	1.7
25		39	57	4	4	5	26	9	1	8	1.5
26		40	60	3	4	3	23	13	5	9	1.5
27		47	70	8	2	0	36	8	2	14	1.5
計		1,460	2,774	504	276	144	962	514	79	295	1.9

(注) 昭和 45 年～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

表 1 - 3 - 4 都道府県公害審査会等に係属した事件の申請人数別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

申請人 年度	合計	個 人							法人
		小 計 (注)	1 人	2 ～ 9 人	10 ～ 49 人	50 ～ 99 人	100 ～ 999 人	1,000 人以上	
昭和									
45～47	50	44 (16)	9	15	9	0	9	2	6
48	30	28 (12)	13	10	1	2	2	0	2
49	24	24 (1)	4	10	7	1	1	1	0
50	21	21 (5)	4	11	2	1	3	0	0
51	22	20 (2)	5	9	4	2	0	0	2
52	25	24 (5)	8	11	2	0	3	0	1
53	22	20 (0)	6	5	5	1	3	0	2
54	22	22 (1)	9	5	1	0	4	3	0
55	27	24 (1)	8	6	4	0	4	2	3
56	19	19 (3)	5	10	3	0	1	0	0
57	15	15 (2)	4	7	2	1	1	0	0
58	26	26 (0)	6	6	8	2	4	0	0
59	20	19 (2)	4	8	4	2	1	0	1
60	29	28 (2)	9	7	7	1	2	2	1
61	23	20 (1)	1	15	3	1	0	0	3
62	28	28 (1)	8	9	5	3	3	0	0
63	26	25 (0)	6	11	4	0	3	1	1
平成元	36	35 (0)	5	9	9	3	8	1	1
2	57	57 (0)	9	14	15	7	11	1	0
3	43	42 (0)	6	19	5	2	8	2	1
4	51	50 (0)	11	20	6	3	7	3	1
5	44	43 (1)	10	17	9	1	5	1	1
6	30	30 (0)	7	10	6	1	5	1	0
7	39	36 (2)	11	16	4	1	4	0	3
8	42	41 (0)	10	16	9	3	3	0	1
9	50	46 (3)	9	16	15	2	3	1	4
10	39	38 (1)	9	9	5	1	11	3	1
11	25	22 (2)	5	9	3	1	3	1	3
12	30	25 (3)	11	9	3	1	1	0	5
13	30	28 (2)	10	11	4	0	2	1	2
14	30	27 (2)	6	8	2	4	3	4	3
15	33	31 (2)	12	11	3	1	2	2	2
16	40	36 (2)	18	11	5	0	1	1	4
17	36	31 (2)	12	9	3	2	5	0	5
18	30	27 (0)	14	6	3	1	3	0	3
19	42	33 (1)	15	11	5	0	2	0	9
20	36	33 (2)	12	11	7	1	2	0	3
21	42	38 (2)	20	10	6	2	0	0	4
22	29	28 (1)	16	11	1	0	0	0	1
23	36	29 (0)	15	9	1	2	2	0	7
24	35	32 (3)	19	10	3	0	0	0	3
25	39	35 (2)	23	9	0	2	1	0	4
26	40	35 (4)	24	9	1	0	1	0	5
27	47	47 (0)	21	25	0	1	0	0	0
計	1,460	1,362 (91)	449	480	204	59	137	33	98

(注) 1 昭和 45 年～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

2 () 内の数字は、農民、漁民、商店主等の事業者が、その事業活動について受けたとする被害に関する件数で、内数である。

表 1-3-5 都道府県公害審査会等に係属した事件の被害の種類別受付件数

(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件) (重複集計)

被害の種類 年度	件数	被害の種類						
		計 〔重複 集計〕	健康	財産	動物	植物	感覚的・ 心理的	不明
昭和								
45～47	50	79	14	28	12	9	15	1
48	30	39	3	14	4	2	16	0
49	24	29	19	4	0	3	3	0
50	21	24	11	4	1	5	3	0
51	22	27	3	8	0	2	14	0
52	25	34	12	7	1	3	11	0
53	22	28	9	6	1	0	12	0
54	22	28	9	8	0	0	11	0
55	27	37	9	10	0	0	18	0
56	19	23	4	9	0	0	10	0
57	15	18	1	5	0	1	11	0
58	26	33	1	7	0	0	25	0
59	20	26	2	8	0	0	16	0
60	29	40	8	14	0	0	18	0
61	23	30	3	8	0	0	19	0
62	28	33	1	5	0	0	27	0
63	26	35	4	10	0	0	21	0
平成元	36	40	0	5	0	0	35	0
2	57	65	2	8	0	0	55	0
3	43	47	7	9	0	1	30	0
4	51	64	7	11	0	0	46	0
5	44	47	5	7	0	0	35	0
6	30	37	14	3	0	0	20	0
7	39	55	19	11	1	1	23	0
8	42	60	18	7	2	0	31	2
9	50	74	27	14	0	0	33	0
10	39	71	27	11	4	5	24	0
11	25	40	15	6	1	2	16	0
12	30	47	19	12	0	2	14	0
13	30	56	20	8	0	0	26	2
14	30	67	25	12	1	1	28	0
15	33	61	17	12	1	0	31	0
16	40	68	21	11	1	3	32	0
17	36	61	21	8	3	1	28	0
18	30	48	15	10	0	0	23	0
19	42	66	24	11	0	2	29	0
20	36	50	19	8	0	0	23	0
21	42	62	14	10	1	1	36	0
22	29	46	18	8	2	0	18	0
23	36	60	28	8	0	0	24	0
24	35	60	23	17	0	0	20	0
25	39	64	30	11	0	0	22	1
26	40	55	22	15	1	0	15	2
27	47	56	22	10	0	0	24	0
計	1,460	2,090	592	418	37	44	991	8

(注) 昭和 45 年～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

表 1-3-6 都道府県公害審査会等に係属したおそれ公害事件の受付件数（調停）

（単位：件）

種別 年度	合 計	おそれ事件	おそれ事件 以外の事件	おそれ事件 の割合(%)
昭和				
45・46	17	1	16	5.9
47	20	2	18	10.0
48	23	0	23	0.0
49	19	1	18	5.3
50	18	5	13	27.8
51	19	4	15	21.1
52	24	4	20	16.7
53	20	7	13	35.0
54	21	11	10	52.4
55	27	5	22	18.5
56	18	2	16	11.1
57	15	3	12	20.0
58	26	10	16	38.5
59	19	7	12	36.8
60	29	8	21	27.6
61	23	10	13	43.5
62	28	7	21	25.0
63	25	10	15	40.0
平成元	36	7	29	19.4
2	57	36	21	63.2
3	43	28	15	65.1
4	51	20	31	39.2
5	44	14	30	31.8
6	30	12	18	40.0
7	39	18	21	46.2
8	42	15	27	35.7
9	49	12	37	24.5
10	38	14	24	36.8
11	25	5	20	20.0
12	30	6	24	20.0
13	30	5	25	16.7
14	30	10	20	33.3
15	33	8	25	24.2
16	40	13	27	32.5
17	36	14	22	38.9
18	30	5	25	16.7
19	42	8	34	19.0
20	36	13	23	36.1
21	42	14	28	33.3
22	29	4	25	13.8
23	36	6	30	16.7
24	35	1	34	2.9
25	39	6	33	15.4
26	39	6	33	15.4
27	47	5	42	10.6
計	1,419	402	1,017	28.3

（注）昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

表 1-3-7 都道府県公害審査会等に係属した事件の発生源側の当事者別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

発生源 年度	合 計	民 間 企 業	国、地方公共 団体、公団等	民間企業と 国、地方公共 団体、公団等	そ の 他
昭和					
45～47	50	36	13	1	0
48	30	27	2	0	1
49	24	19	5	0	0
50	21	16	5	0	0
51	22	15	4	2	1
52	25	18	6	1	0
53	22	14	7	0	1
54	22	14	8	0	0
55	27	16	10	0	1
56	19	12	6	0	1
57	15	11	1	0	3
58	26	12	10	1	3
59	20	12	5	2	1
60	29	20	6	1	2
61	23	17	1	4	1
62	28	17	4	3	4
63	26	13	9	1	3
平成元	36	21	9	5	1
2	57	24	16	14	3
3	43	27	7	5	4
4	51	35	5	9	2
5	44	29	8	3	4
6	30	15	9	0	6
7	39	18	9	5	7
8	42	17	17	4	4
9	50	17	23	4	6
10	39	15	13	8	3
11	25	15	3	3	4
12	30	19	6	2	3
13	30	18	5	2	5
14	30	18	7	3	2
15	33	15	9	5	4
16	40	21	8	5	6
17	36	18	11	3	4
18	30	23	1	4	2
19	42	28	4	6	4
20	36	24	2	2	8
21	42	25	5	2	10
22	29	21	5	0	3
23	36	20	8	2	6
24	35	20	4	4	7
25	39	23	10	3	3
26	40	19	5	3	13
27	47	33	4	1	9
計	1,460	867	315	123	155

(注) 昭和45年～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

表 1-3-8 都道府県公害審査会等に係属した事件の加害行為とされる主な事業活動の種類別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

事業活動の種類 年度	合計	製造・加工	建築・土木	廃棄物・下水等処理	交通・運輸	畜産	製錬・採石	その他
昭和								
45～47	50	25	11	0	6	2	2	4
48	30	18	5	0	1	1	1	4
49	24	15	5	0	2	0	1	1
50	21	5	9	0	2	1	2	2
51	22	9	7	1	3	0	0	2
52	25	10	9	0	1	0	2	3
53	22	5	8	2	1	0	1	5
54	22	8	4	1	8	0	0	1
55	27	9	5	3	5	0	0	5
56	19	5	8	0	0	1	0	5
57	15	7	3	0	0	0	1	4
58	26	7	6	4	0	4	0	5
59	20	7	3	2	5	0	0	3
60	29	9	7	1	1	1	0	10
61	23	8	1	0	3	0	0	11
62	28	6	2	2	8	1	0	9
63	26	2	5	4	5	0	0	10
平成元	36	7	4	5	5	1	1	13
2	57	5	7	0	13	1	1	30
3	43	6	2	4	7	0	1	23
4	51	10	1	7	7	1	2	23
5	44	10	1	9	2	1	0	21
6	30	7	4	7	2	1	0	9
7	39	6	5	10	2	0	0	16
8	42	7	4	13	5	0	1	12
9	50	6	4	11	12	2	2	13
10	39	4	3	22	5	0	2	3
11	25	5	0	7	4	1	0	8
12	30	11	1	7	4	0	0	7
13	30	12	0	0	7	1	0	10
14	30	12	1	4	6	1	1	5
15	33	9	3	4	7	3	0	7
16	40	14	8	1	6	0	0	11
17	36	6	3	9	7	1	1	9
18	30	14	0	3	9	0	0	4
19	42	16	4	4	6	1	1	10
20	36	7	7	1	2	2	1	16
21	42	8	7	4	7	2	0	14
22	29	6	1	1	6	2	0	13
23	36	7	3	2	4	2	0	18
24	35	9	7	0	2	1	0	16
25	39	10	6	4	3	1	1	14
26	40	7	11	5	4	1	1	11
27	47	19	2	4	2	0	0	20
計	1,460	395	197	168	197	37	26	440

(注) 昭和45年～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

表 1-3-9 都道府県公害審査会等に係属した事件の請求事項別受付件数

(あっせん、調停)

(単位：件)

請求事項 年度	合計	金銭 支払	金銭支 払及び 発生源 対策 ①	発生源 対策 ②	その他 (注)	発生源対策の主な請求内容別件数					
						合計 ①+②	操業停 止・移 転	操業停 止・移 転及び 施設・ 作業方 法の改 善	施設・ 作業方 法の改 善	道路等 の建設 (計画) の差止 め	その他
昭和											
45～47	48	27	12	9	0	21	7	5	7	2	0
48	29	12	6	10	1	16	6	2	8	0	0
49	23	6	7	9	1	16	7	2	6	1	0
50	21	8	4	8	1	12	2	1	7	2	0
51	22	5	6	11	0	17	5	3	6	3	0
52	25	5	7	13	0	20	5	1	11	3	0
53	22	0	9	13	0	22	2	1	12	7	0
54	22	2	4	15	1	19	0	2	8	9	0
55	27	4	6	15	2	21	4	5	7	5	0
56	19	6	2	8	3	10	3	1	4	1	1
57	15	1	4	10	0	14	3	3	7	1	0
58	26	1	4	20	1	24	4	1	10	9	0
59	20	3	5	11	1	16	1	2	8	0	5
60	29	2	6	21	0	27	2	3	14	1	7
61	23	0	6	16	1	22	4	3	5	3	7
62	28	0	7	21	0	28	0	5	6	3	14
63	26	4	7	15	0	22	1	1	4	6	10
平成元	36	0	6	29	1	35	2	0	9	13	11
2	57	1	8	47	1	55	3	2	7	28	15
3	43	2	7	33	1	40	1	5	14	12	8
4	51	4	8	37	2	45	3	4	19	13	6
5	44	2	11	30	1	41	0	10	28	2	1
6	30	1	6	23	0	29	1	7	15	4	2
7	39	1	7	30	1	37	5	4	17	7	4
8	42	1	6	31	4	37	3	7	14	12	1
9	50	3	10	34	3	44	1	9	17	15	2
10	39	4	9	26	0	35	4	1	15	14	1
11	25	0	7	14	4	21	2	1	15	3	0
12	30	1	6	17	6	23	1	2	13	4	3
13	30	0	11	18	1	29	3	3	18	4	1
14	30	0	5	25	0	30	1	2	15	9	3
15	33	2	8	22	1	30	3	1	22	3	1
16	40	0	11	27	2	38	2	3	22	9	2
17	36	3	7	25	1	32	3	2	20	5	2
18	30	2	6	21	1	27	3	0	20	2	2
19	42	5	11	26	0	37	5	3	23	1	5
20	36	5	6	19	6	25	2	8	9	4	2
21	42	1	9	31	1	40	3	7	21	6	3
22	29	0	8	19	2	27	3	6	16	2	0
23	36	5	8	23	0	31	1	0	26	4	0
24	35	7	9	18	1	27	2	7	14	1	3
25	39	4	7	26	2	33	3	4	21	5	0
26	40	3	14	21	2	35	4	1	22	6	2
27	47	1	8	36	2	44	1	2	37	4	0
計	1,456	144	321	933	58	1,254	121	142	619	248	124

(注) 1 昭和45年～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」等である。

第2節 公害紛争の処理状況

1 処理状況

(1) 終結区分別件数

平成27年度中に審査会等において終結した事件43件について、その終結区分を見ると、調停が成立したものが16件、調停を打ち切ったものが23件、調停申請を取り下げたものが3件、その他が1件となっている（表1-3-1）。

(2) 合意の内容

平成27年度中に成立した調停事件について、どのような内容で合意したかを見ると、発生源対策を行うことで合意したものが13件、金銭を支払うことで合意したものが2件、金銭支払及び発生源対策を行うことで合意したものが1件となっている。

また、発生源対策を行うことで合意したものの内訳を見ると、施設・作業方法の改善及び計画の変更が13件、操業停止・移転及び施設・作業方法の改善が1件となっている（表1-3-10）。

(3) 処理に要した期間

平成27年度中に終結した調停事件43件について、申請受付から終結までの期間を見ると、3か月以内に終結したものが3件、3か月を超え6か月以内に終結したものが6件、6か月を超え1年以内に終結したものが19件、1年を超え1年6か月以内に終結したものが5件、1年6か月を超え2年以内に終結したものが3件、2年を超えているものが7件となっており、約8割が2年以内に終結している。

なお、制度発足以来の全事件の平均処理期間は、15.5か月となっている（表1-3-11）。

(4) 期日の開催回数

平成27年度中に終結した調停事件43件について、申請受付から終結までの間に開催された期日の回数を見ると、4回以下のものが25件、5回から10回のが15件、11回以上のものが3件となっており、1事件当たり平均5.1回となっている。

平成27年度中に成立した調停事件16件について、期日の開催回数を見ると、4回以下のものが7件、5回から10回のが6件、11回以上のものが3件となっており、1事件当たり平均7.1回となっている。

平成27年度中に打ち切りとなった調停事件23件について、期日の開催回数を見ると、4回以下のものが14件、5回から10回のが9件となっており、1事件当たり平均4.3回となっている（表1-3-12）。

2 調停が成立した事件の例

平成27年度中に成立した調停事件16件のうち、発生源側である民間企業等に対して、騒音の防止等を求めた2つの事件について、一つのモデルケースとして以下に紹介することとする。

(1) 埼玉県平成26年（調）第5号事件

（申請の概要）

埼玉県の住民2名から、平成26年10月、埼玉県公害審査会に対して、飲食店を経営する者を相手方（被申請人）として、以下の内容の調停申請がなされた。

（請求事項）

被申請人は、申請人らに対し、被申請人の経営する飲食店から生じる騒音について、申請人らの居宅内に45dBを超える音を侵入させないこと。

（申請の理由）

被申請人の経営する飲食店からの騒音が日常的に継続するため、これが原因で、申請人らは不眠や頭痛に悩まされ、日常生活に支障が出るようになったため。

（合意の内容）

調停委員会は、申請受付以降、3回の調停期日の手続を進めた結果、平成27年6月、次の内容の合意が成立した。

- ① 被申請人は、缶を潰す作業は建物内で行う。
- ② 被申請人は、店内の椅子の脚に緩衝材を装着する。
- ③ 被申請人は、調理と換気を行う場合を除き、窓・勝手口等を閉めきる。
- ④ 被申請人は、大きな宴会等で夜12時以降も来店客が店内に滞在することが前日までに予測できた場合には、申請人に書面で通知する。
- ⑤ 被申請人は、夜10時以降はテラスを使用しないよう努める。またその旨店内に表示する。
- ⑥ 被申請人は、店内の物音について申請人に配慮しながら営業する。
- ⑦ 申請人と被申請人の双方が日頃から良好な近隣関係を構築するよう努力する。

(2) 新潟県平成26年（調）第1号事件

（申請の概要）

新潟県の住民から、平成26年2月、新潟県公害審査会に対して、住民2名(A)、住宅販売会社(B)、暖房機器等製造販売会社(C)を相手方（被申請人）として、以下の内容の調停申請がなされた。

（請求事項）

被申請人らは、申請人に対して、被申請人宅の敷地内に設置したヒートポンプ式温水暖房機の室外ユニット2台から発生する騒音（低周波音を含む）を低減又は防音するために設置位置を変更するなどの適切な措置をとること。

（申請の理由）

申請人は、隣接する被申請人宅の敷地内に設置されたヒートポンプ式温水暖房機の室外ユニット2台から発生する騒音（低周波音を含む）により、不眠状態、耳鳴りに

悩まされるなど、肉体的・精神的に疲弊した状態となっており、被申請人らに対して改善（運転の停止、室外機の移動等）を求めてきたが、申請人住居の窓を二重サッシにするという程度の提案しかないまま現在に至っているため。

（合意の内容）

調停委員会は、申請受付以降、現地調査及び6回の調停期日の手続を進めた結果、平成27年6月、次の内容の合意が成立した。

- ① 被申請人らは、平成27年7月末日までに、被申請人A宅に設置されているヒートポンプ式温水暖房機の室外機2台及び循環ポンプユニット1台の計3台を移設することとする。なお、その費用は、被申請人らの負担とする。
- ② 被申請人Aは、換気扇を今後も「弱」運転で使用することを原則とする。
- ③ 申請人は、上記の機器及びヒートポンプ式給湯器から発生する音（低周波音を含む）及び振動について、今後、被申請人らに苦情を申し立てないものとし、これら機器等の移設を求めないものとする。
- ④ 両当事者は、本件について、調停条項に定めるほか、何らの債権債務関係が存在しないことを相互に確認する。
- ⑤ 調停手続に要した費用は当事者各自の負担とする。

表1-3-10 都道府県公害審査会等に係属した事件の合意事項別成立件数

(あっせん、調停)

(単位：件)

合意事項 年度	合計	金銭支払	金銭支払及び 発生源対策 ①	発生源 対策 ②	その他 (注)	発生源対策の合意内容別件数			
						合計 ①+②	操業停止・移 転	操業停止・移 転及び 施設・ 作業方 法の改善	施設・ 作業方 法の改善及び 計画の 変更
昭和									
45～47	18	7	4	7	0	11	2	2	7
48	19	11	3	5	0	8	1	2	5
49	22	9	1	9	3	10	2	2	6
50	9	5	3	1	0	4	1	0	3
51	12	3	3	6	0	9	1	2	6
52	12	4	2	6	0	8	1	1	6
53	11	1	1	8	1	9	3	0	6
54	12	1	3	8	0	11	1	0	10
55	13	2	2	8	1	10	1	0	9
56	4	1	0	3	0	3	1	0	2
57	13	5	0	8	0	8	2	0	6
58	12	0	0	12	0	12	0	1	11
59	14	2	4	8	0	12	4	0	8
60	11	1	0	10	0	10	0	1	9
61	18	0	4	14	0	18	3	7	8
62	15	0	3	12	0	15	2	0	13
63	11	1	0	10	0	10	0	2	8
平成元	13	3	2	8	0	10	1	1	8
2	9	2	0	7	0	7	0	0	7
3	15	0	1	14	0	15	0	2	13
4	7	0	2	5	0	7	1	1	5
5	24	5	7	12	0	19	1	3	15
6	16	0	1	15	0	16	0	2	14
7	16	0	0	14	2	14	2	0	12
8	9	0	1	6	2	7	0	3	4
9	14	1	1	12	0	13	1	2	10
10	22	4	0	7	11	7	0	0	7
11	10	0	0	10	0	10	2	0	8
12	13	1	2	7	3	9	0	2	7
13	9	0	3	5	1	8	1	0	7
14	15	2	3	10	0	13	4	0	9
15	15	0	2	13	0	15	0	0	15
16	18	0	2	16	0	18	0	0	18
17	11	0	3	8	0	11	4	0	7
18	13	2	0	11	0	11	1	0	10
19	11	0	2	9	0	11	1	0	10
20	15	4	2	9	0	11	0	0	11
21	23	4	1	10	8	11	2	1	8
22	8	0	2	6	0	8	0	1	7
23	13	1	1	10	1	11	3	1	7
24	11	0	3	8	0	11	0	0	11
25	4	0	0	3	1	3	0	3	0
26	13	0	0	13	0	13	2	1	10
27	16	2	1	13	0	14	0	1	13
計	589	84	75	396	34	471	51	44	376

(注) 1 昭和45年～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」、「公害防止協定締結」等である。

表 1-3-11 都道府県公害審査会等に係属した事件の処理期間別終結件数

(単位：件)

処理 期間 年度	合 計	3 か 月 以 内	3 か月超 6 か月 以 内	6 か月超 1 年以内	1 年 超 1 年 6 か 月 以 内	1 年 6 か 月 超 2 年以内	2 年 を 超 え る	平 均 処 理 期 間
								か月
昭和								
45～47	29	10	8	6	4	1	0	6.7
48	28	4	5	14	5	0	0	7.5
49	27	2	3	11	9	2	0	8.4
50	22	6	4	8	3	1	0	8.3
51	21	5	5	8	1	2	0	8.3
52	15	2	4	6	2	1	0	8.2
53	21	3	5	6	6	0	1	10.4
54	24	4	4	3	4	4	5	16.3
55	22	2	2	10	2	1	5	14.8
56	21	2	3	6	4	1	5	14.9
57	23	0	8	6	3	2	4	15.1
58	19	3	4	4	2	1	5	18.7
59	24	2	5	7	4	2	4	15.0
60	21	2	5	5	2	2	5	14.1
61	26	2	4	9	5	1	5	16.4
62	28	2	5	12	4	1	4	12.6
63	22	0	3	11	2	2	4	16.2
平成元	25	0	3	11	7	2	2	13.4
2	40	5	3	10	12	4	6	23.1
3	43	1	7	13	14	6	2	12.2
4	36	3	2	11	6	4	10	20.9
5	53	1	7	15	9	7	14	24.9
6	52	3	8	7	11	6	17	21.3
7	41	4	5	5	13	4	10	20.2
8	36	2	2	18	7	1	6	13.7
9	40	4	5	11	11	3	6	15.8
10	45	2	8	12	5	8	10	21.3
11	36	3	1	10	5	7	10	17.5
12	35	2	3	8	10	6	6	19.7
13	28	2	7	11	5	0	3	11.9
14	35	4	3	5	9	3	11	28.7
15	34	2	8	8	11	2	3	13.5
16	45	9	6	10	7	1	12	22.6
17	31	4	6	11	3	1	6	12.3
18	35	7	5	9	9	2	3	11.5
19	39	2	8	10	10	1	8	14.5
20	39	3	6	14	12	3	1	10.6
21	48	7	8	23	4	2	4	9.7
22	35	3	7	16	2	2	5	13.7
23	34	4	6	11	7	3	3	17.7
24	37	6	8	11	6	2	4	18.9
25	30	2	7	14	2	2	3	10.6
26	42	3	9	15	7	4	4	11.7
27	43	3	6	19	5	3	7	15.4
計	1,430	142	231	450	271	113	223	15.5

(注) 1 昭和 45 年～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

表 1-3-12 平成 27 年度に都道府県公害審査会等に係属した事件の期日開催
回数別終結件数 (調停)

(単位：件)

期日開催 回数 区分		0	1～2	3～4	5～6	7～8	9～10	11～	平均 (回)
		終 結	43	2	9	14	7	7	1
成 立	16	0	1	6	4	2	0	3	7.1
打切り	23	1	7	6	3	5	1	0	4.3
取下げ	3	1	1	1	0	0	0	0	2.0
その他	1	0	0	1	0	0	0	0	3.0